

**令和 7 年度（2025 年度） 第 2 回
横須賀市国民健康保険運営協議会 会議録**

- 1 開催日時 令和 8 年（2026 年） 2 月 3 日（火）
午後 1 時 30 分～午後 3 時
- 2 開催場所 301 会議室
- 3 出席者名
【委 員】 佐々木稔、織田俊美、高梨進、金子比呂美、
大澤章俊、沼田裕一、半澤栄一、新倉邦子、
田邊一三、高橋秀治、川名理恵子、倉地正行
（敬称略）＊16 名中 12 名出席
【事務局】 夏目健康部長
外 11 名
【傍聴者】 0 名

4 会議内容

はじめに、横須賀市国民健康保険運営協議会規則第 4 条の規定に基づき、会長に川名委員、会長代理に田邊委員を選任。会議録署名委員に織田委員及び大澤委員を指名し、会議次第に沿って議事に入った。

**議題 1. 令和 7 年度横須賀市特別会計国民健康保険費補正予算
（案）について**

資料により事務局（鷺阪課長）が説明した。

質疑応答等

（金子委員）

子ども・子育て支援制度開始に伴うシステム改修についてです。6 月から保険料の徴収が始まると思います。一部延期となった改修は、保険料の徴収に間に合うのでしょうか。それともそれ以外の部分の改修なのでしょうか。

（事務局）

6 月の賦課に対する部分は 7 年度に改修を行い、国や県への報告用の統計などを 8 年度に改修することとなりました。

（川名委員）

減額しているということは、令和８年度予算に組み入れているという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおり、令和８年度予算において、改修費用約 4,500 万円を見込んでおります。

(金子委員)

県支出金の保険者努力支援分の取組評価分が減額になったということですが、これは実施した事業が認められなかったということなのか、それとも実施しなかったということなのか教えていただきたいです。

(事務局)

全保険者の点数の合計に対する割合で交付されるものとなりますので、予算編成時点では割合が確定しておりません。今回、減額となっておりますが、市としての取組が良くても他市町村が良ければその分交付額が減額となることになります。取組が悪かったとか実施しなかったということではありません。

(川名委員)

国の交付金の予算額が決まっているから、全市町村で分け合った際に横須賀市の分が減額になってしまったということでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(川名委員)

資料３ページ補正内容詳細の歳入３番にある基幹系システム分担金の減に伴う事務費の減というのは、歳入２番にある高額療養費制度見直し凍結に伴うシステム開発委託を実施しなかったことによる減に連動しているということでしょうか。

(事務局)

こちらは連動しておりません。基幹系システム分担金は、国民健康保険システムの運用に係るＳＥの人件費や委託費等について、いったんデジタルガバメント推進室で取りまとめて支出した上で、

後日、国民健康保険システム相当分を分担金として負担しているものです。

(川名委員)

歳入 3 番の繰入金の中で保険基盤安定制度の増が大きい金額となっていますが、これは横須賀市の場合、対象者が多かったということでしょうか。

(事務局)

予算で見込んだ対象者数と実際に算定された対象者数はほぼ近い数字にはなっております。予算ということもありますので、軽減の単価自体を少なめに見込んでいる部分があります。歳入ですので、多めに見込んで足りないという場合がないようにしております。この単価差分が増額となったものとなります。

また、低所得者世帯が多いか少ないかということですが、比較する他自治体の数字をもっておりませんので、はっきりとはわかりませんが、国民健康保険被保険者の所得の指標がございまして、神奈川県内で比較しますと、33 市町村中下から 2 番目と言った状態ですので、低所得者が多いというのが実情です。そのため、この軽減の対象者数も多いのではないかと考えております。

(川名委員)

産前産後の保険料免除ですが、一定の期間について免除すると記載がありますが、どのくらいの期間を免除するのでしょうか。

(事務局)

出産された方について、所得割と均等割の保険料を 4 か月免除する措置となっております。多胎児の場合は、6 か月となります。

(金子委員)

一般会計繰入金の中で、県が 9 % 負担という記載を見たことがあるのですが、純粹に県と市の繰入金の額はわかりますでしょうか。

(事務局)

県の 9 % というのは、県の一般会計から県の国民健康保険特別会計へ繰り入れている分であり、本市の一般会計繰入金には含まれておりません。ただし、本市の一般会計繰入金のうち、保険基盤安定

制度分、未就学児均等割軽減分及び産前産後保険料免除分については、一般会計に対して国・県から負担金が措置されております。

(金子委員)

横須賀市の一般会計から特別会計に繰り入れているものがあると思うのですが、その金額というのがありますか。

(事務局)

先ほどご説明させていただきました国・県からの負担金以外に市の一般会計からの繰入金もあります。保険基盤安定制度分、未就学児均等割軽減分及び産前産後保険料免除分などは、4分の1が市の負担で4分の3が国・県で交付されているものになります。それ以外の人件費や運営協議会の開催にかかる費用などの事務費は、国・県の財源はありませんので、横須賀市の一般会計から単独で繰り入れているお金となります。

○その後、質疑なく議題1について了承された。

議題2. 子ども・子育て支援金制度の開始について

資料により事務局（鷺阪課長）が説明した。

質疑応答等

(織田委員)

子ども・子育て支援金制度のモデル世帯における保険料見込額ですが、③の3人世帯給与収入300万円というのは、低すぎるように感じますがモデルケースになるのでしょうか。

(事務局)

確かに給与収入では低いかと思いますが、いくつか試算したものに合わせて今回掲載させていただいております。また、国民健康保険の被保険者ですので、いわゆるサラリーマンの方と比べると若干給与収入が低い方が多いというのも実態です。

(織田委員)

拡充している子育て施策に妊婦のための支援給付10万円相当と

ありますが、これは先ほどの補正予算資料にもある出産育児一時金ということでしょうか。

（事務局）

拡充している子育て施策として6つ列挙いたしましたが、こちらはすべて国民健康保険として実施する事業ではありません。

国民健康保険の方、社会保険の方、それぞれ皆様が収めたお金がいったん国へ集約されまして、それぞれ実施する事業の財源として充てられます。児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度は市町村が実施するものになります。また、出生後休業支援給付、育児時短就業給付、国民年金保険料免除は国の事業となっております。

（織田委員）

今後、出産費用が無償化されるようになるという話がありますが、この10万円相当の経済的支援は、無償化後も継続するということでしょうか。

（事務局）

国の制度ですので変わらない保証はありませんが、現在、各健康保険から出産育児一時金として50万円が支給されており、この一時金が無償化という形に変更されるものと承知しております。こちらに上乗せして10万円相当の経済的支援となりますので、無償化後も継続されるのではないかと考えております。

（織田委員）

出産育児一時金をもらっても足りないケースがあり、出産費用もどんどん上がっています。全額無償にしていきたいと思います。現状、発生してしまう持ち出し分についても市で負担などして本人負担のない制度としていただけると大変ありがたいと思います。

（事務局）

50万円では足りないという話ですが、特に首都圏、東京、神奈川など物価の高いところは50万円では足りないと言われております。地方ですと足りることもあるようですが、物価の高騰が続いている中で高くなる出産費用をどうにかできないかという課題意識が、無償化の検討が始まったきっかけと認識しております。

(金子委員)

一人当たりの月額保険料の見込額が増減した場合、被保険者からさらに徴収するのかもしれないか、もしくは被保険者に対し返還があるのか、どのように運用しているのか教えてください。

(事務局)

次年度以降の保険料で調整していくものと考えております。

(川名委員)

拡充している子育て施策が6つあって、児童手当の拡充、妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度は市町村が実施し、出生後休業支援給付、育児時短就業給付、国民年金保険料免除は国の事業とのことですが、実際に事務を行うのも国ということでしょうか。

(事務局)

出生後休業支援給付、育児時短就業給付については、雇用保険と連携している部分がありますので事業主を通じて行い、国民年金保険料免除は基本的には年金事務所と承知しております。

(織田委員)

こども誰でも通園制度は、働いている親御さんにとって、いい制度だと思いますが、受け入れ側の保育士からするといろいろなお子さんがバラバラに来られることになるので、お子さんの特性がわからず、苦勞されているという話を聞いたことがあります。実情はどのような感じなのでしょう。

(事務局)

一般論として、そういったご意見があるという話は伺っておりますが、直接事業を実施しているわけではありませんので、横須賀市の現場の声というのは確認できておりません。

○その後、質疑なく議題2について了承された。

議題3. 令和8年度横須賀市特別会計国民健康保険費予算(案)について

資料により事務局(鷺阪課長)が説明した。

質疑応答等

(沼田委員)

国庫支出金の予算が減っていますが、これは子ども・子育て支援制度の準備にかかる費用かと思われませんが、通常、国庫支出金はそのくらいになるのでしょうか。子ども・子育て支援金が増えた中で国庫支出金が減額となるのは財政的に厳しいのではないのでしょうか。

(事務局)

国庫支出金での約1億円の減は、おっしゃられたとおり子ども・子育て支援制度にかかるシステム改修費用です。令和7年度に比べ規模が小さくなっておりますので、その分減となっているものです。

ご質問にありました国の負担ですが、国民健康保険制度として全体にかかる費用の32%を国が負担することとされています。また、9%は国からの交付となっており、全体で41%を国が負担することとなっております。現状、国民健康保険は県と市町村が合同で保険者となっており、国庫金については県に入るように計算されておりますので、こちらの予算には出てきておりません。

子ども・子育て支援金分についても合計41%は国から県へ交付されており、そのほか県が9%を負担し、残りの50%を保険料で賄うことになっております。

(沼田委員)

これは、県支出金が増額となっていることも関係しているということでしょうか。

(事務局)

県支出金が増額となった理由ですが、まず県から次年度の納付金の額が提示されまして、市は、それに合わせて保険料を決定、徴収し、県へ支払うことになります。実際にかかった医療費は保険給付費として市は支出することになりますが、この支出した額を県が先ほど集めた納付金から保険給付費等交付金として交付してくれるという仕組みになっております。

県支出金の増額は、診療報酬改定などで保険給付費自体が増額すると見込んでおりますので、そちらが影響したものになります。

(金子委員)

保険料ですが、内訳の記載がないのでよくわからないのですが、現年度分と過年度分があるかと思います。過年度分と延滞金それぞれの計算はされているものと思いますが、過年度分の時効はどうなっているのでしょうか。

(事務局)

時効は2年です。

(金子委員)

保険料収入の中には、現年度分、過年度分、延滞金分が含まれているということでしょうか。

(事務局)

現年度分と過年度分、滞納繰越分と申しておりますが、それにつきましては、この1行目から3行目に記載してあります保険料収入に計上しております。また委員のおっしゃられた延滞金ですが、28行目に延滞金として計上しております。

(川名委員)

時効が2年ということは、2年経つとどうなるのでしょうか。

(事務局)

何もしなければ2年で徴収できなくなってしまうますが、滞納処分、例えば差し押さえなどをしますと時効が伸びることになります。そのため、時効を迎えないよう努力しているところです。

(金子委員)

4行目の証明手数料ですが、確定申告などで使用する保険料の証明手数料のことでしょうか。

(事務局)

在留資格の延長や銀行からの借り入れの際に納付額の証明を提出する場合があります。

(金子委員)

在留資格の話が出たのでお伺いしますが、国民健康保険は在留資格がないと加入できないということですか。

(事務局)

おっしゃるとおりです。

(佐々木委員)

令和7年度の当初予算額と先ほど補正予算の際に使用した資料の予算額と金額に差異があるようですが、理由を教えてください。

(事務局)

説明が漏れておりまして、大変申し訳ございません。

先ほど議題1で補正予算第2号についてお話させていただきましたが、実は、それ以前に第1号補正予算を編成させていただいております。第1号の補正ですが、人事院勧告や最低賃金の上昇などがありまして12月議会において、職員給与費と会計年度任用職員の給与費等を補正させていただきました。資料では、補正後の額を予算額として記載しております。こちらが差額の理由です。

(川名委員)

協議会では、審議していないということですか。

(事務局)

給与費のみの補正で制度と離れた内容となっておりますので、協議会でお諮りはしておりません。

(金子委員)

子ども・子育て支援制度準備事業費補助金ですが、補正で減額した分よりさらに下がっていますが、これはどうしてでしょうか。

(事務局)

令和7年度の当初予算を編成する時期には、システム改修の細かい仕様が国から示されておりましたので、概算で予算計上しておりました。その後、国から示された仕様ですと、施行する額が予算額に比べて下がったということです。

(金子委員)

令和7年度の補正予算の資料と令和8年度の予算資料を比較すると県支出金の保険給付費等交付金の中に特別交付金が計上されていませんが、これは保険給付費等交付金の中に含まれているということでしょうか。

(事務局)

おっしゃるとおり普通交付金と特別交付金を合わせた額として保険給付費等交付金に計上しております。

(金子委員)

普通交付金と特別交付金を分けて記載しなかった理由はなぜでしょうか。

(事務局)

補正予算は、保険給付費等交付金の特別交付金が減額になっていることを示すために、あえて分けて記載いたしました。

(金子委員)

13 ページに被保険者の推移という表がありますが、できれば横須賀市の全人口と全世帯数、あと後期高齢者の被保険者数も記載していただけるとさらにわかりやすくなるのかなと思っています。ご検討いただければと思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。検討させていただきます。

○その後、質疑なく議題3について了承された。

議題4. 国民健康保険条例中改正について

資料により事務局（鷺阪課長）が説明した。

質疑応答等

なし

○質疑なく議題4について了承された。

議題5. ヘルスケアデータ分析システムを活用した保健事業について

資料により事務局（川田課長）が説明した。

質疑応答等

（金子委員）

例えば体操の取組であるとか、テレビ等で実施しているような市町村へ講師が赴いて市民と一緒に体操するとか、あとは体育館などの使用について被保険者に優先的に使用していただくとか、健康維持のための取組などはどういったものがありますか。

（事務局）

地域を回っているいろいろな体操や介護予防のことですとか、いわゆる健康教育というものは介護保険事業で実施しております。国民健康保険の被保険者のみを対象としますとお仕事をされている方も多く、なかなか日中にお集まりいただけないということがあります。そのため、介護保険の事業として、自治会や町内会へ伺わせていただきながら実施しております。

また、体育館の使用に対する補助については、そこにインセンティブを付けるといったことは今のところ考えておりません。元々かなり安価で運動ができる設定となっており、そこにすでに公費を投じているということもありますので、国民健康保険の被保険者だけ上乘せする補助ということは考えておりません。今回のこの保健事業は、栄養改善と運動の取組、運動習慣をつけるような促しになっておりますので、結果的に運動に繋がっていけばいいなと期待しております。

○その後、質疑なく議題5について了承された。

その他

質疑応答等

（金子委員）

メディアで報じられていたのですが、いわゆる国保離れについて教えてください。国民健康保険に入らない、違法行為ではなく脱法行為だということでテレビで取り上げられていました。会社の役員になって、月々いくらか払うことで社会保険へ加入し、国民健康保険へ加入しないといったことです。県下の状況であるとか横須賀市での状況などお話できることがあればお願いします。

(事務局)

委員がおっしゃられたとおり、違法ではないのですが、法の制度の隙間を突いたやり方と認識しております。こちらにつきましては、社会保険に加入されてしまっていますので、国民健康保険側からは把握のしようがないというのが現状です。

(金子委員)

県の会議でそういった話は出ていたりしますか。

(事務局)

出ておりません。

○その後、質疑なく終了した。

本日の全ての議事は終了したことを議長が宣言し、閉会した。